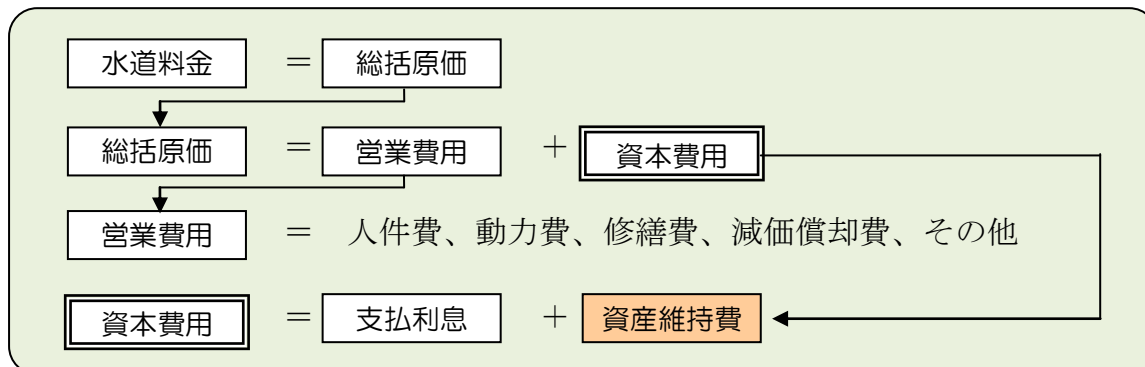


水道料金への資産維持費の算入について

1 資産維持費の概要

給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のために必要な経費として料金に算入し、料金収入から所用額の積み立てを行い、将来の施設建設、改良、及び再構築等に充当するもの。



2 資産維持費の算定方法

日本水道協会の水道料金算定要領に基づく算定方法は以下のとおり

$$\text{資産維持費} = \text{対象資産} \times \text{資産維持率}$$

(1) 対象資産

償却資産額（建物、構築物、機械等）の料金算定期間期首と期末の平均残高

(2) 資産維持率

永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として年3%を標準とする。

ただし、これにより難しいときは、各水道事業者における計画的な自己資本の充実を図るための所要額を資産維持費として計上できるものとする。

3 資産維持率の経過

料金算定期間	資産維持率		資産維持費 (算定期間計)
	算定期間	年	
H22～H24	1%	0.33%	592,649 千円
H25～H28	1%	0.25%	636,581 千円

4 資産維持費の状況

毎年の決算剰余金から、議会の議決を経て建設改良積立金へ積み立て

年度	積立額 (千円)
H22	185,000
H23	189,000
H24	203,000
H25	312,000
H26	97,000
計	986,000

平成 27 年度分 99,000 千円
H28.9 議会へ提出予定

※議決後予定額 1,085,000 千円

